

目論見書補完書面

本書面は、お客さまが tsumiki 証券株式会社との間で行う投資信託の取引について、その取引概要や販売会社である当社の概要及び、手数料等をご理解いただくため、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。投資信託の取引にあたっては、本書面及び、目論見書の内容をよくお読みください。

○クーリング・オフの適用について

- ・当ファンドのお取引に関しましては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用対象とはなりませんので、ご注意ください。

○手数料など諸費用について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お申込手数料・売却時手数料、ファンドの解約代金をお支払いする際の銀行振込手数料は頂きません。

○当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

○当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引を行われる場合は、以下によります。

お取引にあたっては、振替決済口座の開設が必要となります。

お取引のご注文をいただいたときは、原則として、当該ご注文にかかる代金を、株式会社エポスカードとお客さまとのクレジット契約に通じて、同社からの立替金の支払いにより受領した上で、ご注文をお

受けいたします。

- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書を電磁的方法によりお客様にお渡しいたします。
- ・この「取引報告書」の内容は、必ずご確認ください。万一、記載内容に相違しているときは、速やかに当社のコンプライアンス部へ直接ご連絡ください。

当社の概要及び本取引に関する連絡先

商号等 tsumiki 証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 3071 号

本店所在地 〒164-8701 東京都中野区中野 4-3-2

加入協会 日本証券業協会

指定紛争解決機関 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

所在地 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13

電話番号 0120-64-5005 受付時間:月～金 午前9時～午後5時(祝日等を除く)

資本金 1 億円(2018 年 3 月末現在)

主な事業 金融商品取引業

設立年月日 2018 年 2 月

連絡先 tsumiki 証券 お客様サポート

10 時 - 17 時 (土日祝日除く)

電話番号 : 0120-27-0101

金融商品取引について発生したトラブル等は、上記の「指定紛争解決機関」(ADR(注)機関)

における苦情処理・紛争解決の枠組みを利用することが可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(注)ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民法上の紛争を解決しようとする紛争当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続を言います。

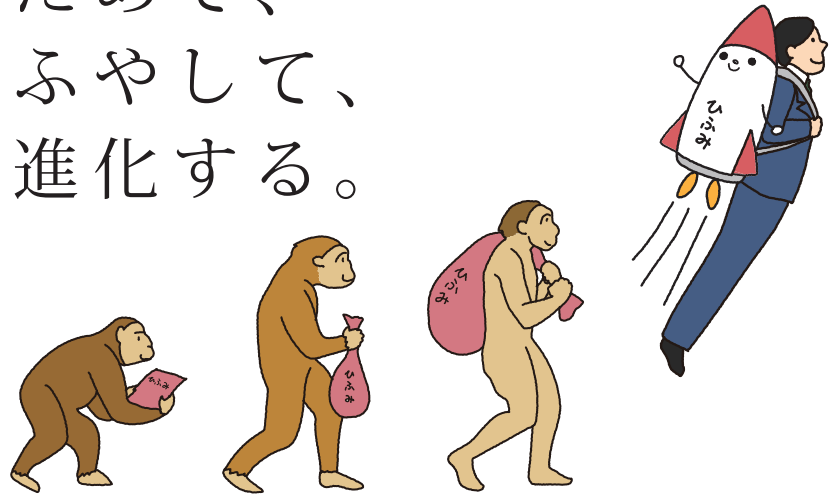
投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2018年6月23日

ひふみプラス

追加型投信／内外／株式

ためて、
ふやして、
進化する。



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- ・本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ・ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)を含む詳細な情報は、委託会社(レオス・キャピタルワークス株式会社)のホームページで閲覧・ダウンロードすることができます。
- ・本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されております。

● **委託会社** (ファンドの運用の指図を行ないます。)

レオス・キャピタルワークス株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1151号

〈ひふみプラスの詳細情報の照会先〉

電話番号：03-6266-0129 (受付時間：営業日の9時～17時)

ホームページ：<https://www.rheos.jp/>

● **受託会社** (ファンドの財産の保管および管理を行ないます。)

三井住友信託銀行株式会社

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	なし

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

- この目論見書により行なう「ひふみプラス」の募集について、レオス・キャピタルワークス株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成29年12月22日に関東財務局長に提出しており、平成29年12月23日にその届出の効力が生じております。また、金融商品取引法第7条規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成30年6月22日に関東財務局長に提出しております。
- 請求目論見書については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託および投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に投資者(受益者)の意向を確認します。
- ひふみプラスの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されております。

委託会社の情報

委託会社名	レオス・キャピタルワークス株式会社
設立年月日	2003年4月16日
資本金	1億円
運用する投資信託財産の合計	7,475億円

(2018年4月末現在)



ファンドの目的



「ひふみプラス」は、受益者の長期的な資産形成に貢献するために、円貨での信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、ひふみ投信マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を通じて国内外の株式に投資することにより積極運用を行ないます。



ファンドの特色



「ひふみプラス」は、マザーファンドを通じて信託財産の長期的な成長を図るため、次の仕組みで運用します。

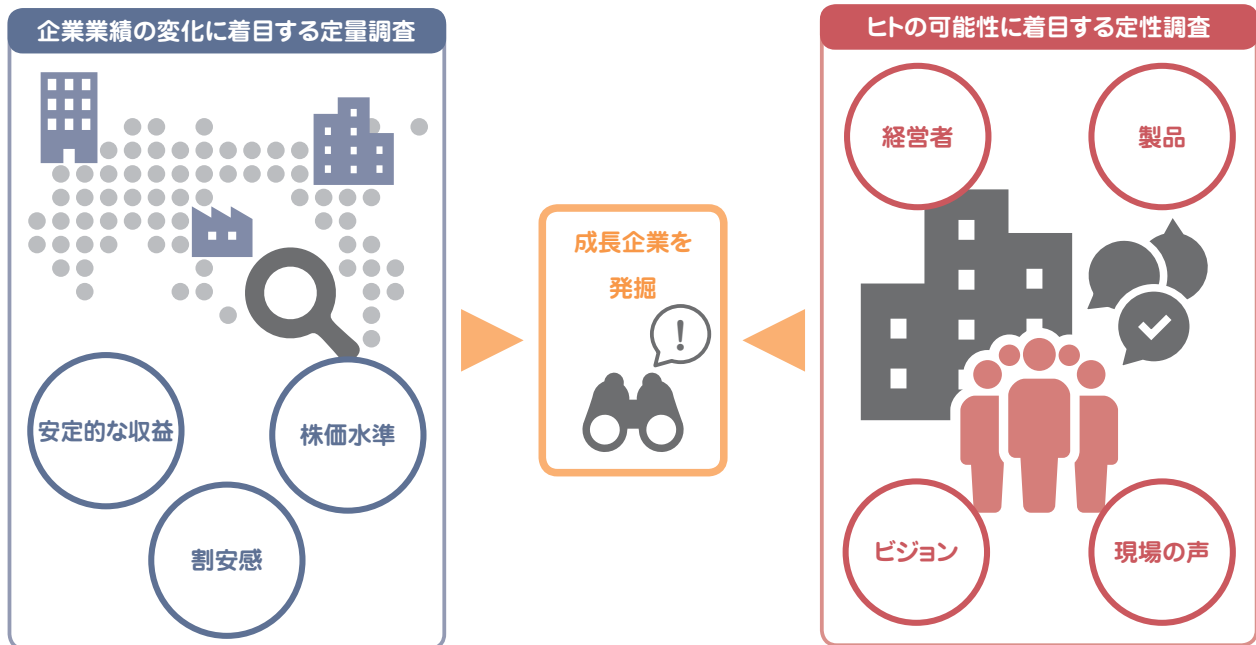
特色

1 国内外の上場株式を主要な投資対象とし、市場価値が割安と考えられる銘柄を選別して長期的に投資します。

- 国内外の長期的な経済循環や経済構造の変化、経済の発展段階等を総合的に勘案して、適切な国内外の株式市場を選びます。
- 長期的な産業のトレンドを勘案しつつ、定性・定量※の両方面から徹底的な調査・分析を行ない、業種や企業規模にとらわれることなく、長期的な将来価値に対してその時点での市場価値が割安と考えられる銘柄に長期的に選別投資します。

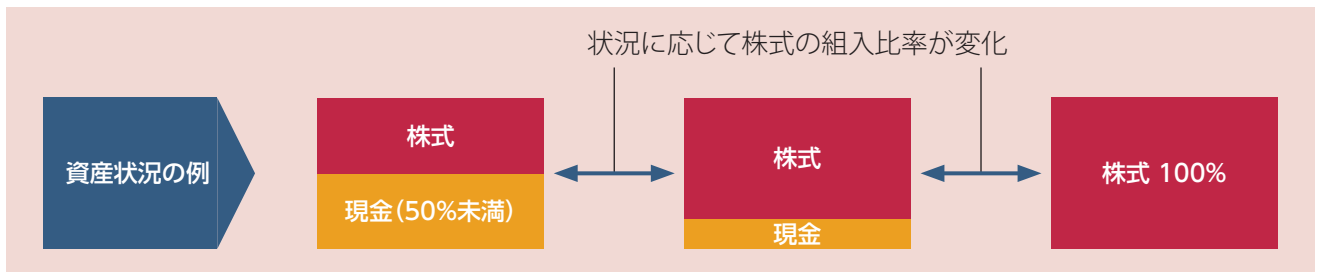
※定性…経営方針や戦略など数値に表れない部分 定量…財務指標や株価指標等の数値

※外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。



特色 2

株式の組入比率は変化します。



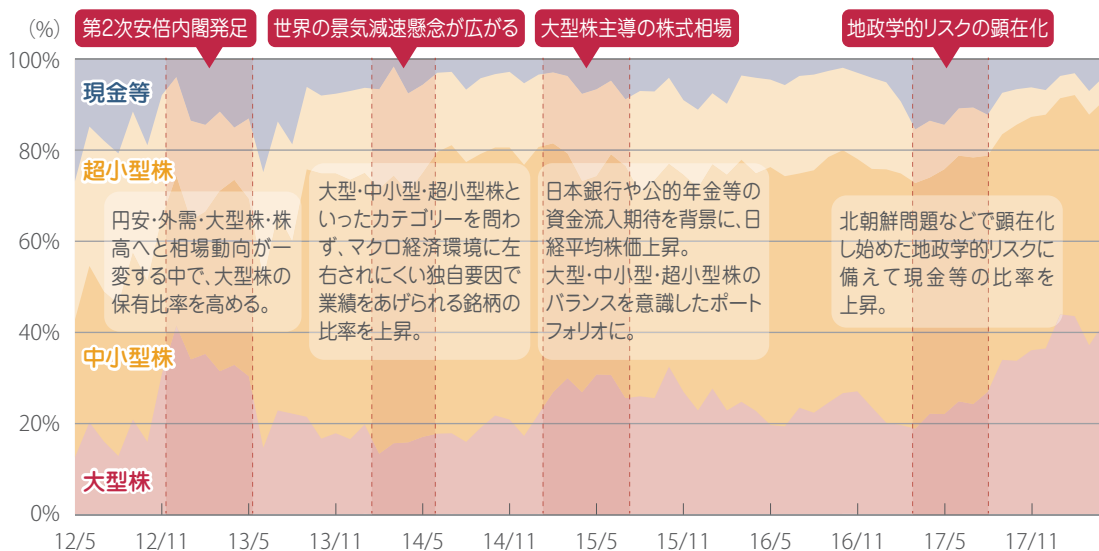
例えば、組入銘柄の株価水準が割高と判断した時に、利益確定や下落リスク回避のために保有株式を一部売却する場合があります。また、市場価値が割安と考えられる銘柄が無くなっていると判断した時に、買付を行わずに好機を待つ場合があります。このような状況においては、ポートフォリオに占める株式の比率が低くなります。一方で、市場価値が割安と考えられる銘柄が多くあると判断した時には、株式を買い付けることによってポートフォリオに占める株式の比率が高まる場合があります。

(注) 組入比率が変化する事例は上記に限りません。

証券投資信託は、法令上、信託財産の総額の二分の一を超える額を有価証券に対する投資として運用することが求められています。

■ ひふみ投信マザーファンドの時価総額別構成比率の推移

日本のみならず、世界の大型株から超小型株までを投資対象とし、業績や企業規模にとらわれることなく、常に変化する株式市場に応じて柔軟な運用を行ないます。



期間：2012年5月末～2018年4月末(月次)

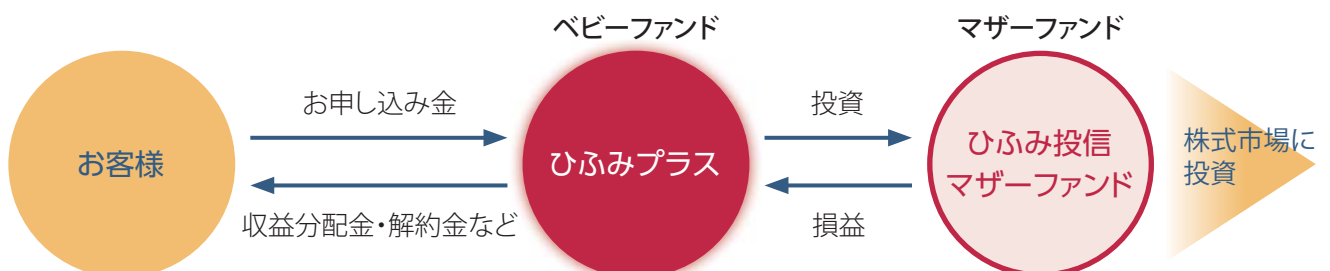
各月末時点のマザーファンド純資産総額を100%として計算。

時価総額300億円未満を超小型株、時価総額300億円～3,000億円を中小型株、時価総額3,000億円超を大型株と定義。ひふみプラスの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行ないます。

特色 3

運用はファミリーファンド方式により、マザーファンドを通じて行ないます。

ファミリーファンド方式とは、ベビーファンド(ひふみプラス)の資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行なう仕組みです。



■ 主な投資制限

- ① 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%以内、合計で20%以内とします。
- ② マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 株式(新株引受権証券、新株予約権証券、転換社債、転換社債型新株予約権付社債を含みます。)への実質投資割合には制限を設けません。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

■ 分配方針

年1回の毎決算時(9月末:休業日の場合翌営業日)に、原則として、次の方針に基づき分配を行いません。ただし、委託会社(レオス・キャピタルワークス株式会社)の判断により分配を行わない場合もあります。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。
- ③ 収益の分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行いません。

※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



投資リスク



■ 基準価額の変動要因

- 「ひふみプラス」は、マザーファンドを通じて株式など値動きのある証券（外国の証券には為替リスクもあります。）に投資いたしますので、基準価額は、大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。これらの運用により生じる利益および損失は、すべてお客様（受益者）に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

■ 基準価額の変動要因となる主なリスク

株価変動リスク	「ひふみプラス」は、国内外の株式を組み入れるため、株価変動の影響を大きく受けます。一般に株式の価格は、個々の企業の活動や業績、国内および国外の経済・政治情勢などの影響を受け変動するため、株式の価格が下落した場合には基準価額は下落し、投資元本を割り込むことがあります。
流動性リスク	有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性のもとでの取引が行なえない、または取引が不可能となる場合が生じることを流動性リスクといいます。この流動性リスクの存在により、組入銘柄を期待する価格で売却できない可能性があり、この場合、不測の損失を被るリスクがあります。
信用リスク	有価証券等の発行者や有価証券の貸付け等における取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想される場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となることを信用リスクといいます。投資した企業等にこのような重大な危機が生じた場合には、大きな損失が生じるリスクがあります。
為替変動リスク と カントリーリスク	外貨建資産を組み入れた場合、当該通貨と円との為替変動の影響を受け、損失が生ずることがあります。また、当該国・地域の政治・経済情勢や株式を発行している企業の業績、市場の需給等、さまざまな要因を反映して、「ひふみプラス」の基準価額が大きく変動するリスクがあります。

※基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

その他留意点

- 「ひふみプラス」のお取引において、金融商品取引法第37条の6に規定された「書面による契約の解除」（クーリング・オフ）の適用はありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、「ひふみプラス」の基準価額に影響を及ぼす場合があります。

■ リスクの管理体制

- 委託会社では、運用部門から独立した部署および委員会が、ファンドのパフォーマンス状況および運用リスクのモニタリングと管理を行ないます。そして、その結果は、運用部門その他関連部署へフィードバックされます。

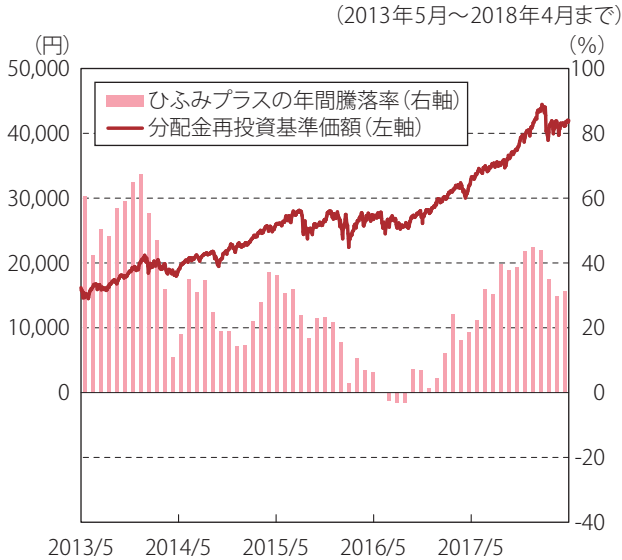
※上記体制は平成30年4月末時点のものであり、今後変更となる場合があります。



投資リスク(参考情報)

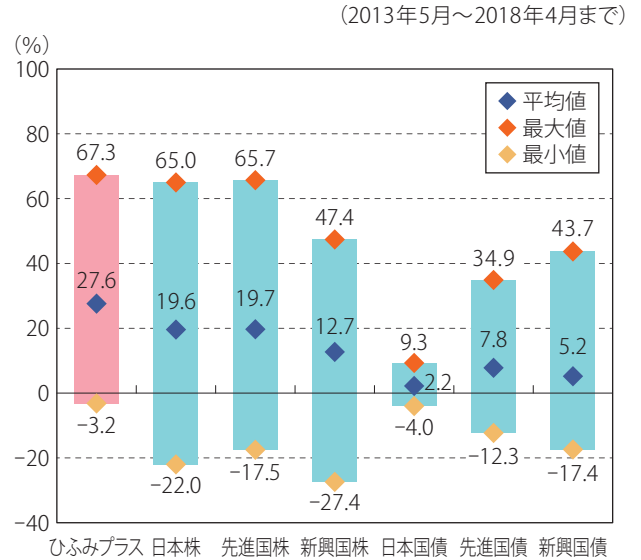


ひふみプラスの年間騰落率 および分配金再投資基準価額の推移



- ひふみプラスの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ひふみプラスの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

ひふみプラスと 他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 上記5年間の「各月末における直近1年間の騰落率」の平均値・最大値・最小値を表示し、ひふみプラスと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ひふみプラスの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI 国債	野村証券株式会社が発表している国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の指標が日々公表されています。なお、NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし円ベース)	FTSE Fixed Income LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE 世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド (円ベース)	J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

各資産クラスの指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

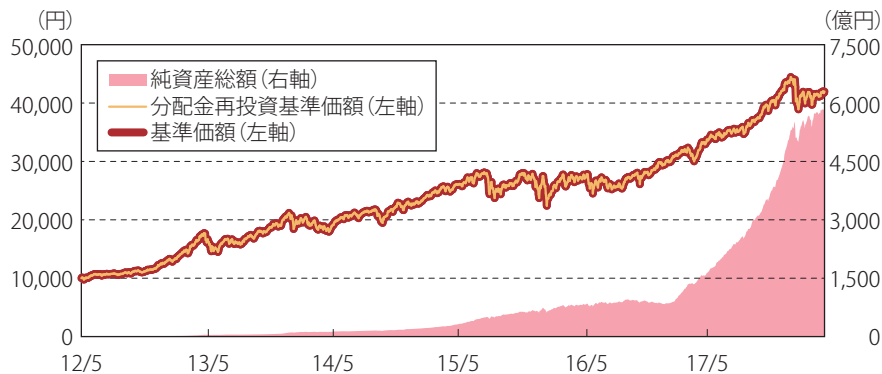


運用実績



運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
最新の運用実績の一部は、委託会社のホームページでご覧いただくことができます。

基準価額・純資産の推移 (2018年4月27日現在)



※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。
※基準価額は1万口当りの金額です。

分配の推移

決算期	分配金
第6期 (2017年10月2日)	0円
第5期 (2016年9月30日)	0円
第4期 (2015年9月30日)	0円
第3期 (2014年9月30日)	0円
第2期 (2013年9月30日)	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産(ひふみ投信マザーファンド)の状況 (2018年4月27日現在)

◆資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	日本	87.03%
	海外	8.97%
現金・預金・その他資産 (負債控除後)		4.00%
合計(純資産総額)		100%

◆組入上位銘柄

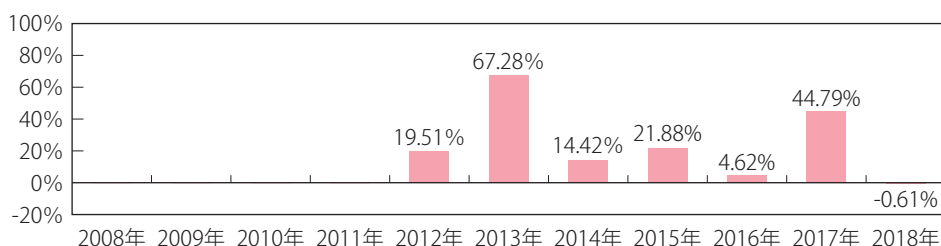
	銘柄コード	銘柄名	業種	比率(%)
1	V	VISA INC-CLASS A	その他海外株	1.88%
2	AMZN	AMAZON.COM INC	その他海外株	1.86%
3	8439	東京センチュリー	その他金融業	1.78%
4	MSFT	MICROSOFT CORP	その他海外株	1.76%
5	9435	光通信	情報・通信業	1.67%
6	1951	協和エクシオ	建設業	1.67%
7	3349	コスモス薬品	小売業	1.67%
8	6383	ダイフク	機械	1.59%
9	1414	ショーボンドホールディングス	建設業	1.54%
10	6594	日本電産	電気機器	1.51%

※比率はいずれも、マザーファンドの「純資産総額」に対する割合です。

◆業種別比率の上位

業種	比率(%)
サービス業	13.08%
情報・通信業	12.67%
その他海外株	8.97%
小売業	8.83%
電気機器	8.32%
建設業	7.25%
卸売業	6.57%
機械	5.22%
化学	4.35%
非鉄金属	3.07%

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は、税引前の分配金を再投資したものと仮定して計算しています。

※2012年はひふみプラスの設定日(2012年5月28日)から年末までの収益率を表示して、2018年は4月27日までの収益率を表示しています。

※ひふみプラスにベンチマーク(運用する際に目標とする基準)はありません。



手続・手数料等



■ お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位となります。
購入価額	ご購入のお申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
購入代金	販売会社が定める日までに販売会社にお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位となります。
換金価額	解約の請求受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
換金代金	解約の請求受付日から起算して5営業日目から、販売会社の本・支店等においてお支払いいたします。
申込締切時間	購入・換金ともに、毎営業日の15時までに受け付けたものを当日のお申込みとします。ただし、販売会社によって受付時間が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	平成29年12月23日から平成30年12月21日まで なお、申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	「ひふみプラス」の残高、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により換金の金額に制限を設ける場合や換金のご請求の受付時間に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金のお申込みの受け付けを取り消す場合があります。
信託期間	無期限(平成24年5月28日設定) ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
繰上償還	信託契約の一部解約により受益権の口数が5億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することがお客様(受益者)のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。
決算日	毎年9月30日(休業日の場合には、翌営業日)
収益分配	年1回の毎決算時に、原則として、次の方針に基づき分配を行いません。 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。 「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合には、収益分配金は税引き後に無手数料で再投資されます。なお、お取り扱い可能なコースおよびコース名については販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	2兆円
公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ[https://www.rheos.jp/]に掲載します。
運用報告書	原則、毎年9月の決算時および償還時に、交付運用報告書を委託会社が作成し、販売会社を通じてお客様(受益者)に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。配当控除の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 税法が改正された場合等には、変更となる場合があります。

■ ファンドの費用

お客様に直接的にご負担いただく費用

購入時手数料	申込金額に対する手数料率は 3.24% (税抜き3.00%) を上限 として、販売会社が定める料率とします。購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として販売会社にお支払いいただきます。 「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は無手数料です。なお、お取り扱い可能なコースおよびコース名については販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。

お客様に信託財産から間接的にご負担いただく費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託財産の純資産総額に対して 下記に記載の年率 を乗じて得た額。 信託報酬とは、投資信託の運用・管理にかかる費用のことです。 日々計算されて、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき「ひふみプラス」の信託財産から支払われます。また、ひふみプラスは、純資産総額が一定金額に達すると、一定金額を超えた部分に対して信託報酬が逡減される仕組みとなっています。 運用管理費用の配分(上段は年率、下段は税抜年率です。)				
	純資産総額	委託会社 (委託した資産の運用の対価)	販売会社 (運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価)	受託会社 (運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価)	合計
	500億円まで	0.4914% (0.45500%)	0.4914% (0.45500%)	0.0756% (0.07000%)	1.0584% (0.98000%)
	500億円を超える部分	0.4374% (0.40500%)	0.4374% (0.40500%)	0.0756% (0.07000%)	0.9504% (0.88000%)
	1000億円を超える部分	0.3834% (0.35500%)	0.3834% (0.35500%)	0.0756% (0.07000%)	0.8424% (0.78000%)
監査費用	信託財産の純資産総額に対して年率0.0054% (税抜年率0.005%) を乗じて得た額 (なお、上限を年間54万円 (税抜年間50万円) とします。当該上限金額は契約条件の見直しにより変更となる場合があります。)。日々計算されて、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。 ※なお、来期以降は、上記の上限金額を年間864,000円 (税込) と変更する予定です。				
その他費用・手数料	組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 (それにかかる消費税)、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用、租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息など。 これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、予めその金額や上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。				

※手数料等の合計金額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

■ 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約) および償還時	所得税、復興特別所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記税率は平成30年4月末時点のものです。

※確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※法人の場合は上記とは異なります。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

①満20歳以上の方を対象とした非課税制度「NISA」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡課税が5年間非課税となります。②少額からの長期・積立投資を支援するための満20歳以上の方を対象とした非課税制度「つみたてNISA」をご利用の場合、毎年、年間40万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡課税が20年間非課税となります。③20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡課税が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※普通分配金に対する課税については、次頁をご参照ください。

※税法または確定拠出年金法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

収益分配金の仕組みについて

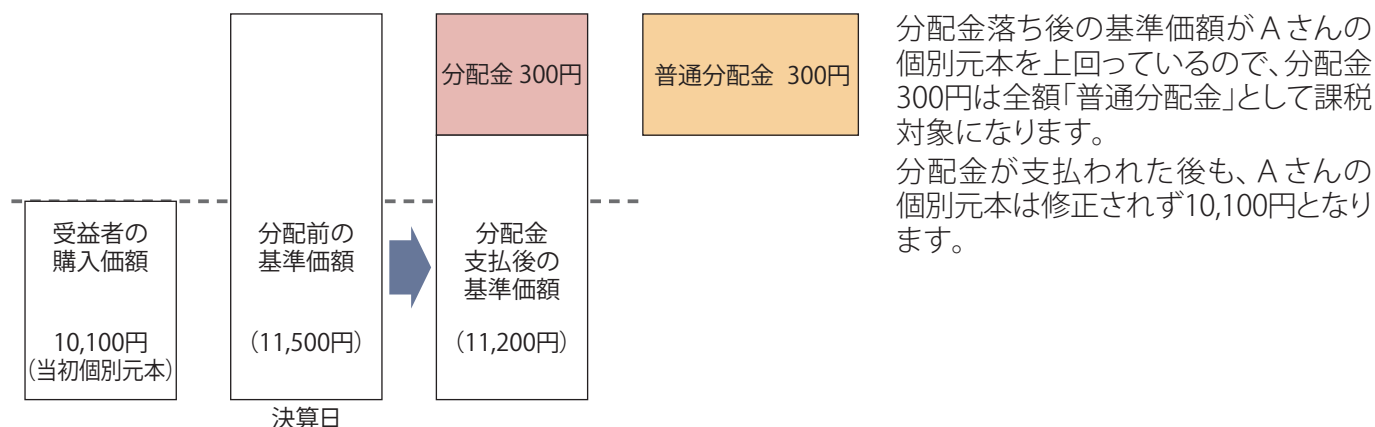
追加型株式投資信託である「ひふみプラス」の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」の区分があります。

① 普通分配金

収益分配金支払い後の基準価額が、そのお客様(受益者)の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

普通分配金は、配当所得として課税対象になります。

〈イメージ〉例：Aさんが10,100円の基準価額で購入した場合



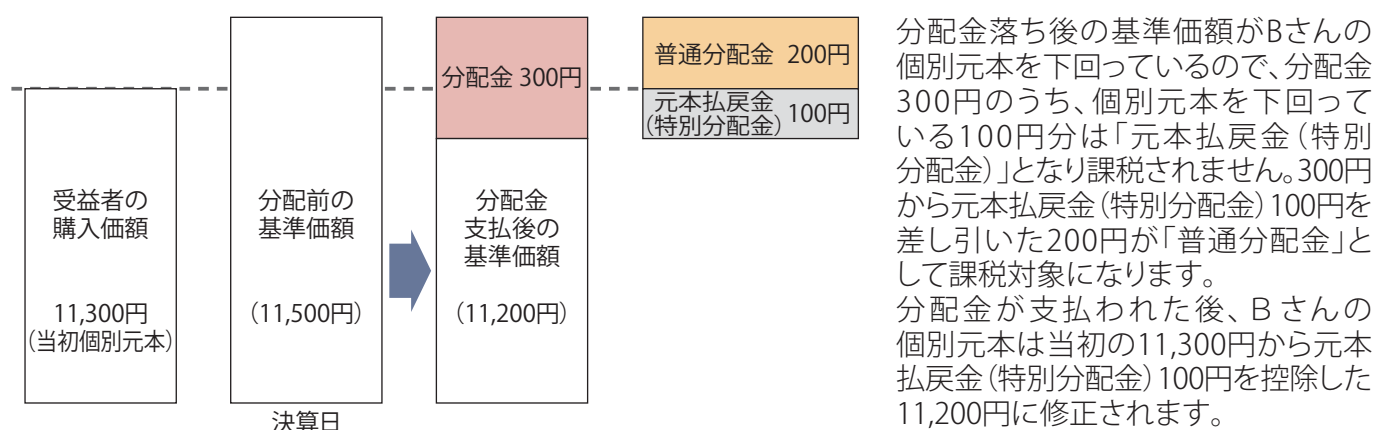
② 元本払戻金(特別分配金)

収益分配金支払い後の基準価額がそのお客様(受益者)の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となります。当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額は普通分配金となります。

元本払戻金(特別分配金)は、実質的に元本の一部払い戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

お客様が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、その後の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

〈イメージ〉例：Bさんが11,300円の基準価額で購入した場合



個別元本とは

お客様(受益者)が「ひふみプラス」を取得した価額のことです。

「ひふみプラス」の受益権を複数回取得した場合、個別元本は、その都度、そのお客様の受益権口数(保有口数)で加重平均することにより算出されます。

